

児童ポルノ根絶ふくいプログラムの具体的な取組内容

項 目	具体的な取組み
○取締りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童ポルノの根絶に向けた連絡会を開催 ・ 生活安全特捜隊の運用等による合（共）同捜査の推進 ・ 端緒入手要領、捜査要領及び隠語集の教養資料を新たに作成し福祉犯捜査実践塾等で活用 ・ 連絡会と連携したサイバーパトロールの強化 ・ インターネットホットラインセンターから提供される情報を端緒に捜査を実施 ・ 少年補導、少年相談、事件捜査等あらゆる警察活動を通じて端緒情報を入手 ・ 児童保護医療機関ネットワークを活用した児童ポルノの立証
○流通防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導・勧告を行う上で必要な書類作成要領を新たに作成し、捜査員を指導 ・ 県警及び警察署ホームページを活用した広報啓発及び児童ポルノ発見時の通報依頼を実施 ・ 非行防止教室等を通じて各種広報紙等を活用した児童・保護者への広報啓発活動を実施
○被害児童支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童への保護・支援活動を継続実施 ・ 児童保護医療機関ネットワークの医師、サポートアドバイザー等の部外の専門家と連携したカウンセリングを実施